

青森県報

第二千九百四十五号

平成二十年
六月十三日
(金曜日)

目次

告 示

一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請	(環境政策課)	一
産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請	(同)	二
救急病院の設置	(医療業務課)	二
大規模小売店舗の変更の届出	(経営支援課)	三
右 同	(同)	三
大規模小売店舗の廃止の届出	(同)	四
第一種大規模小売店舗立地法特別区域の案の公告	(同)	四
第二種大規模小売店舗立地法特別区域の案の公告	(同)	五
建設業者の許可の取消し	(中南地域 県民局)	六

告 示

青森県告示第四百八十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称

有限会社ループ

2 住所

三沢市桜町三丁目一〇番二三号

3 代表者の氏名

取締役 田嶋 孝安

二 一般廃棄物処理施設の設置の場所

三沢市大字三沢字戸崎一〇一番三九四、一〇一番一五五八、一〇一番一五六四

三 一般廃棄物処理施設の種類

ごみ処理施設（焼却）

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

可燃ごみ、粗大ごみ

五 申請年月日

平成十九年六月二十日

六 申請書及び一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧

1 場所

青森県環境生活部環境政策課

三八地域県民局地域連携部八戸環境管理事務所

三沢市民生部ごみゼロ推進課

2 期間

平成二十年六月十三日から同年七月十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時まで

七 意見書の提出

当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十年七月二十六日

2 提出先

千〇三〇 八五七〇 青森市長島一丁目一番一号

青森県環境生活部環境政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設の設置の場所及び種類
- (三) 意見

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第四百八十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称

有限会社ループ

2 住所

三沢市桜町三丁目一〇番三三号

3 代表者の氏名

取締役 田嶋 孝安

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

三沢市大字三沢字戸崎一〇一番三九四、一〇一番一五五八、一〇一番一五六四

三 産業廃棄物処理施設の種類

汚泥の焼却施設 廃油の焼却施設 廃プラスチック類の焼却施設 産業廃棄物の焼却施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴミくず

五 申請年月日

平成二十年六月十三日

平成十九年六月二十日

六 申請書及び産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧

1 場所

青森県環境生活部環境政策課

三八地域県民局地域連携部八戸環境管理事務所

三沢市民生部こみゼロ推進課

2 期間

平成二十年六月十三日から同年七月十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時まで

七 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十年七月二十六日

2 提出先

〒〇三〇 八五七〇 青森市長島一丁目一番一号

青森県環境生活部環境政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる産業廃棄物処理施設の設置の場所及び種類
- (三) 意見

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第四百八十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	十和田第一病院	所 在 地	十和田市東三番町一〇の七〇	認 定 の 有 効 期 限	平成二十三年六月十二日
-----	---------	-------	---------------	---------------	-------------

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングプラザおきだて

青森市柳川二丁目四の二一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森木材防腐株式会社

上北郡七戸町字原久保九五の三七

代表取締役 小笠原金哉

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ゲオ 愛知県春日井市宮町一丁目一の	変 更 後	株式会社 愛知県春日井市宮町一丁目一の	変 更 年 月 日	平成 二〇・五・三
代表取締役	吉川 恭史	代表取締役	吉川 恭史		

四 届出年月日

平成二十年五月二十九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成二十年六月十三日から同年十月十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十年十月十三日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール下田

上北郡おいらせ町中野平四〇の一
 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
下田タウン株式会社 上北郡おいらせ町中野平四〇の 代表取締役 西尾徹一	下田タウン株式会社 上北郡おいらせ町中野平四〇の 代表取締役 小西幸夫	平成 二〇・五・二四

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役社長 岡田元也外

四 届出年月日

平成二十年六月三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及びおいらせ町役場

2 期間

平成二十年六月十三日から同年十月十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十年十月十三日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の廃止の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出があつたので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

五所川原ショッピングセンター

五所川原市大字姥滝字桜木一七の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社スーパーストア

北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂一五四

代表取締役 野宮英明

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

廃止前	廃止後
一、八九四平方メートル	九四二平方メートル

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日

平成二十年五月三十日

五 届出年月日

平成二十年五月二十九日

第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案の公告

中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条第一項の規定により第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたいので、同条第七項の規定

青森県知事 三 村 申 吾

一 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案

- 1 青森市新町二丁目六の一、六の二、六の三、六の四、六の五、六の六、六の七、六の八、六の九、六の一〇、六の一、六の二、六の三、六の四、六の一五、六の一六、六の一七、六の一八、六の一九、六の二〇、六の二一、六の二二、六の二三、六の二四、六の二五、六の二六、六の二七、六の二八、六の二九、六の三一、六の三二、六の三三、六の三四、六の三五、六の三六、六の三七、六の三八、

- 2 青森市古川二丁目一一の一、一一の二、一一の三、一一の四、一一の五、一一の六、一一の七、一一の八、一一の九、一一の一〇、一一の一一、一一の一二、一一の一三、一一の一四、一一の一五、一一の一六、一一の一七、一一の一八、一一の一九、一一の二〇、一一の二一、一一の二二、一一の二三、一一の二四、一一の二五、一一の二六、一一の二七、一一の二八、一一の二九、一一の三〇、一一の三一、一一の三二、一一の三三、一一の三四、一一の三五、一一の三六、一一の三七、一一の三八、青森市古川二丁目一〇の二(一部)

二 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案及び添付書類の縦覧

- 1 場所 青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所
- 2 期間 平成二十年六月十三日から同月二十七日まで
- 3 時間 午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

三 意見書の提出

この公告に係る第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限 平成二十年六月二十七日
- 2 提出先 青森県商工労働部経営支援課
- 3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 木立建業
- 二 代表者の氏名 木立 久子
- 三 主たる営業所の所在地 黒石市野添町六〇
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一五)第二〇〇一九一号
- 五 取消年月日 平成二十年五月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十年五月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七号 東興印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	---	------------------------------